

「付加保険料」の申出がとてもおう信

申込間住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)は、希望により毎月の国民年金保険料に加えて、月額400円

物価スライドも

無くとってもお得

の『付加保険料』を納めることができます。

付加保険料を納めると、将来受給する老齢基礎年金に 加えて付加年金を受け取ることができます。

【納めることができる方】

- 国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

付加年金額(年額)= 200円×付加保険料を納付した月数

付加保険料を10年間納付した場合....

付加保険料の納付額 400円×12月×10年=48,000円

付加年金の年金額 200円×12月×10年=24,000円

★48.000円の付加保険料額で、毎年24.000円の 付加年金が老齢基礎年金に上乗せされます

■ ご注意ください

- ・付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません
- ・納期限(対象月の翌月末)を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます
- ・お申し込みは、住民福祉課国保年金係(役場1階②番窓口)または年金事務所です



日赤活動資金へのご協力 ありがとうございました

間 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

「いのちを守る 赤十字」 日本赤十字社スローガン

日本赤十字社の活動資金募集を本年度も実施したところ、住民の皆さまや各区のご協力により、次のとおり活 動資金をお寄せいただきました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度募集結果 1,946,980円 (令和3年7月31日現在)

お寄せいただいた活動資金は、日本赤十字社長野県支部へ送金し、国内外の災害救護活動の他、各種講習会の 実施や救護看護師の養成等、数多くの人道的な活動に役立たせていただきます。 富士見町においても、災害救護 活動や救急法の普及活動、奉仕団活動等に活用されています。

赤十字活動へのご協力に感謝するとともに、今後ともより一層のご理解とご支援をいただきますようお願いい たします。

日本赤十字社有功章社員章等について、

・→ 富十見町民へ「支部長表彰」が贈られました →⊷

多額の日赤活動資金をお寄せいただき、赤十字事業の進展に貢献されたとして、日本赤十字社長野県支部 より富士見町民へ「支部長表彰状」が贈呈されました。

日本赤十字社では、赤十字活動の原則である「人道」の実現のために、人間のいのちと健康、尊厳を守る 様々な活動を推進していきます。皆さまのご協力に感謝申し上げます。